

新旧対照表

【アルコール事業法に係るアルコールの輸入通関の際における取扱いについて（平成 13 年 3 月 29 日財閥第 271 号）】

(注) 傍線を付した箇所が改正部分である。

改 正 後	改 正 前
別 紙	別 紙
<p>平成 13.03.27 製局第 1 号 平成 13 年 3 月 27 日 <u>改正 20170309 製局第 1 号</u> <u>平成 29 年 3 月 17 日</u></p>	<p>平成 13.03.27 製局第 1 号 平成 13 年 3 月 27 日</p>
財務省関税局長 殿	財務省関税局長 殿
経済産業省製造産業局長	経済産業省製造産業局長
<p>アルコールの輸入通関の際における取扱いについて</p> <p>アルコール事業法（平成 12 年法律第 36 号以下「法」という。）に規定するアルコールの輸入の際の<u>取扱い</u>を下記のとおり定め、平成 13 年 4 月 1 日から実施することとしたので、税関における確認等は、下記により<u>取扱いいいたく</u>依頼します。</p>	<p>アルコールの輸入通関の際における取扱いについて</p> <p>アルコール事業法（平成 12 年法律第 36 号以下「法」という。）に規定するアルコールの輸入の際の<u>取扱</u>を下記のとおり定め、平成 13 年 4 月 1 日から実施することとしたので、税関における確認等は、下記により<u>お取扱い願いたく</u>依頼します。</p>
記	記
1 対象となるアルコール	1 対象となるアルコール

新旧対照表

【アルコール事業法に係るアルコールの輸入通関の際における取扱いについて（平成 13 年 3 月 29 日財閥第 271 号）】

(注) 傍線を付した箇所が改正部分である。

改 正 後	改 正 前
<p>(1) 法第 16 条第 1 項（輸入の許可）及び第 17 条（<u>輸入の承認</u>）に規定するアルコールとは、関税定率法（明治 43 年法律第 54 号）別表第 2207. 10 号に定めるアルコール分が 90% 以上のアルコールのうち以下のものをいう。</p> <p>イ 及びロ （省略）</p> <p>(2) 上記(1)の各用語の<u>定義</u>は以下の<u>とおり</u>とする。</p> <p>①及び② （省略）</p>	<p>(1) 法第 16 条第 1 項（輸入の許可）及び第 17 条（<u>同</u>）に規定するアルコールとは、関税定率法（明治 43 年法律第 54 号）別表第 2207. 10 号に定めるアルコール分が 90% 以上のアルコールのうち以下のものをいう。</p> <p>イ 及びロ （同左）</p> <p>(2) 上記(1)の各用語の<u>意義</u>は以下の<u>通り</u>とする。</p> <p>①及び② （同左）</p>
<p>2 税関における確認の内容</p> <p>(1) （省略）</p> <p>(2) 上記 1(1)イ及びロ以外のアルコールを通関する際の取扱い</p> <p>イ 業として輸入されるアルコールの場合 上記 2(1)と同様とする。</p> <p>ロ 経済産業大臣の承認を受けて試験、研究又は分析用として輸入されるアルコールの場合 法第 17 条ただし書の規定により経済産業大臣の承認を受けた者に交付されたアルコール試験研究輸入承認書（要領様式第 51（別添 2））及びアルコール試験研究輸入承認申請書（アルコール事業法施行規則様式第 17（別添 3））<u>の写し</u>を税関に提示させてるので、当該承認書等をもって関税法第 70 条に規定する他法令の証明とされたい。</p>	<p>2 税関における確認の内容</p> <p>(1) （同左）</p> <p>(2) 上記 1(1)イ及びロ以外のアルコールを通關する際の取扱い</p> <p>イ 業として輸入されるアルコールの場合 上記 2(1)と同様とする。</p> <p>ロ 経済産業大臣の承認を受けて試験、研究又は分析用として輸入されるアルコールの場合 法第 17 条ただし書の規定により経済産業大臣の承認を受けた者に交付されたアルコール試験研究輸入承認書（要領様式第 51（別添 2））及びアルコール試験研究輸入承認申請書（アルコール事業法施行規則様式第 17（別添 3））を税關に提示させてるので、当該承認書等をもって関税法第 70 条に規定する他法令の証明とされたい。</p>

新旧対照表

【アルコール事業法に係るアルコールの輸入通関の際における取扱いについて（平成 13 年 3 月 29 日財閥第 271 号）】

(注) 傍線を付した箇所が改正部分である。

改 正 後	改 正 前
<p>3 留意事項</p> <p>上記 2(1)及び(2)イについては、輸入事業者から保税地域内でアルコールの転売を受けた製造事業者、法第 21 条第 1 項の規定により経済産業大臣の許可を受けた者（販売事業者）、法第 26 条第 1 項の規定により経済産業大臣の許可を受けた者（許可使用者）及び法第 2 条第 4 項に規定する特定アルコールの譲渡を受けた者が輸入申告を行う際には、当該輸入事業者の輸入事業許可書の写しに当該アルコールが当該輸入事業者から譲渡されたものであることを証する書類（売買契約書等）<u>の写し</u>を添付したものと関税法第 70 条に規定する他法令の証明とされたい。</p> <p>4 通関の際に疑義が生じた場合の取扱い</p> <p>前記 1 から 3 に関して疑義が生じた場合は、次に連絡されたい。</p> <p>　　経済産業省製造産業局<u>素材産業</u>課アルコール室 　　電話(03)-3501-1511 内線 3751 　　〒100-8901 東京都千代田区霞が関 1-3-1</p>	<p>3 留意事項</p> <p>上記 2(1)及び(2)イについては、輸入事業者から保税地域内でアルコールの転売を受けた製造事業者、法第 21 条第 1 項の規定により経済産業大臣の許可を受けた者（販売事業者）、法第 26 条第 1 項の規定により経済産業大臣の許可を受けた者（許可使用者）及び法第 2 条第 4 項に規定する特定アルコールの譲渡を受けた者が輸入申告を行う際には、当該輸入事業者の輸入事業許可書の写しに当該アルコールが当該輸入事業者から譲渡されたものであることを証する書類（売買契約書等）を添付したものと関税法第 70 条に規定する他法令の証明とされたい。</p> <p>4 通關の際に疑義が生じた場合の取扱い</p> <p>前記 1 から 3 に関して疑義が生じた場合は、次に連絡されたい。</p> <p>　　経済産業省製造産業局<u>化学</u>課アルコール室 　　電話(03)-3501-1511 内線 3751 　　〒100-8901 東京都千代田区霞が関 1-3-1</p>